

令和3年11月10日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

## 農業担い手メールマガジン臨時号（第360号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

【<施設園芸農家のみなさま>昨年の大雪を覚えていますか？農業用ハウスの冬期の災害に備えましょう！】

昨年は、12月中旬以降に大陸から強烈な寒気が流入し、冬型の気圧配置が強まりやすい状態が続いたことで、北日本や西日本の日本海側を中心に記録的な大雪に見舞われました。短時間に大量に降り積もり、融雪や雪下ろしが間に合わず農業用ハウスが潰れる被害が相次ぎました。

今年も油断は大敵です！降雪が始まる前に、大雪など災害への備えを万全にしておきましょう！

### ◆農業用ハウスの雪害被害防止に向けた点検・保守管理◆

農業用ハウスの雪害被害防止に向け、各種被害防止技術を参考にしながら、日頃からの点検・保守管理、補強などの対策を行い、降雪に備えましょう。

◇施設園芸の台風、大雪等被害防止と早期復旧対策

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

### ◆災害等に備えてチェックリストでの確認や農業版BCPの作成◆

農林水産省では日頃の対策を点検できる「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画）」のフォーマット（園芸用）を用意しています。ぜひ、これらを活用し、この機会に自身の備えが十分であるかご確認ください。

◇自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\\_bcp.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html)

### ◆園芸施設共済等の農業保険への加入◆

園芸施設共済は、農業用ハウスのための保険です。近年は、資産価値の10割まで補償できる特約や1万円を超える程度の小さな損害から共済金を支払う特約の登場により、手厚くなった補償に魅力を感じて加入される方が増えており、施設園芸農家の3人に2人が利用しています。

まだ保険に入っていないという方は、この機会にぜひ、園芸施設共済への加入をご検討ください！

また、ハウス内の農作物は収入保険への加入をご検討ください！

詳しくはお近くの農業共済組合まで、お問い合わせをお待ちしております。

◇各地域の農業共済組合（NOSA I）連絡先一覧

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html>

◇農業保険（収入保険・農業共済）HP

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>

◇お問い合わせ先◇

農林水産省経営局保険監理官園芸施設班（担当：江守、横道）

TEL：03-3502-7394



○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月1回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：小嶋、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ [https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_hyousyou/hyousyou\\_merumaga.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html)

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

